

公共工事における前金払対象工事範囲の拡大 及び中間前金払制度の導入について

精華町事業部監理課

地域の建設業を取り巻く経営環境が依然として厳しい状況にあるなか、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定により定められた「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、公共事業受注者のさらなる資金調達円滑化による下請業者等へのしわ寄せ防止や、現場労働者の就労環境改善を促進するため、本町が平成28年度以降に行う入札公告に基づき契約締結する公共工事において前金払対象工事範囲の拡大及び中間前金払制度を導入します。

1. 前金払対象工事範囲の拡大について

これまで、前金払の対象については設計価格が500万円以上の建設工事としていましたが、今後は予定価格が130万円以上の建設工事にまでその対象を拡大します。

2. 中間前金払制度とは

本町が発注する公共工事においては、当初に支払う前払金（請負金額の40%以内）について制度運用をしていますが、これに加えて一定の要件を満たし、保証事業会社の保証を付することでさらに20%以内を支払う事ができる制度です。

（対象工事）

○ 予定価格130万円以上で、既に前払金の支払いを受けている工事

（請求条件）

○ 工期の2分の1を経過していること。

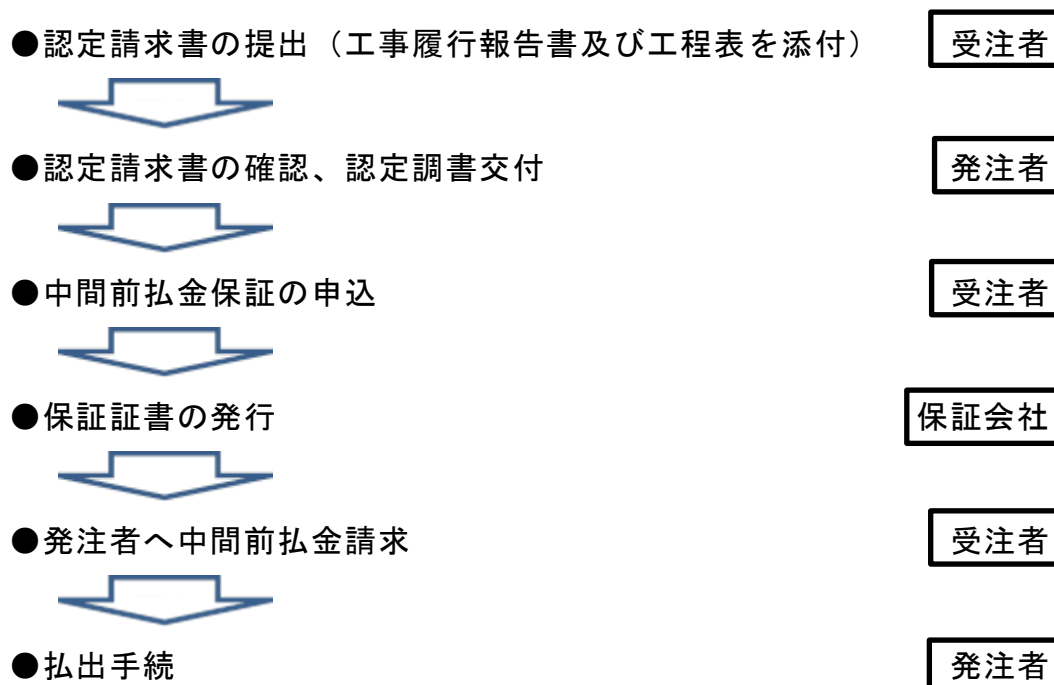
○ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

○ 工事の進捗額が請負金額の2分の1以上となっていること。

3. 中間前金払制度のメリット

- ◎受注者の資金調達を円滑化することで、施工品質の確保とともに現場労働者の就労環境改善を促進することができます。
- ◎出来高確認などの検査が不要なため、部分払と違い現場作業の中断も回避でき工事の進捗に影響が少なくなります。
- ◎精華町では、当該契約締結後に受注者の資金繰りや作業の進捗状況に応じて「中間前金払」と「部分払」のどちらかを選択することができます。

4. 中間前払金を請求する場合の手続きの流れ



認 定 請 求 書

工 事 名	
施 工 場 所	地内
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
契 約 金 額	
<p>上記の工事について、工事請負契約書第34条第4項に基づいて中間前金払の認定を請求します。</p> <p>なお、本工事に関し「精華町公共工事の前金払に関する取扱い要綱」第11条の特例の場合を除き、部分払の請求はいたしません。</p> <p>年 月 日</p> <p>(あて先) 精華町長</p> <p>受注者 住 所 商号又は 名 称 代表者氏名 印</p>	

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

			総括監督員	主任監督員	現 場 代理人	主任(監理) 技 術 者

- (注) 1 報告は、月報を標準とし、実施工程表を添付する。
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

認 定 調 書

工 事 名	
施 工 場 所	地内
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
契 約 金 額	
摘 要	
<p>上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。（認定しません。）</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>精華町長 印</p>	